公共沖第528－2号

平成30年10月31日

各 所 属 所 長　　 殿

公立学校共済組合沖縄支部

支部長　　平敷　昭人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 (公印省略)

こども医療費助成現物給付実施に伴う附加給付の事務の取扱いについて（通知）

平素から共済組合の事業運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

標記の件について、こども医療費助成制度の改正により、平成30年10月診療分から県内の全市町村において、こども医療費助成が（自動）償還払い方式から現物給付方式へ変更されることに伴い、当共済組合の附加給付の事務の取扱いが平成30年10月診療分から変更になります。

　現物給付方式の場合は、医療機関の窓口での自己負担が発生しないため、当共済組合からの附加給付の対象とはなりません。そのため、現物給付対象年齢の被扶養者について、一律に附加給付を停止することとなります。

　しかし、現物給付対象医療機関以外で受診した等、医療機関の窓口で自己負担が発生する場合は、当共済組合からの附加給付の対象になることがあります。

　つきましては、医療機関ごとに、ひと月の窓口での自己負担額が２１，０００円を超える場合は、附加給付に該当する場合がありますので、該当組合員へ公立学校共済組合沖縄支部まで連絡するよう、周知方よろしくお取り計らいください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　公立学校共済組合沖縄支部

担当：給付・年金班　糸数

TEL：098-866-2720

FAX：098-862-5867